

同 一 日 2 科 目 の 再 診 料 評 価 案 を 提 示

1 月 27 日 の 中 医 協 ・ 総 会 （ 会 長 ： 森 田 朗 ・ 東 京 大 学 大 学 院 法 学 政 治 学 研 究 科 教 授 ） で は 、 診 療 報 酬 点 数 に つ い て 個 別 項 目 ご と の 改 定 案 、 い わ ゆ る 「 短 冊 」 が 事 務 局 よ り 提 示 さ れ た 。

再 診 料 等 に 関 す る 点 数 で は 、 同 一 医 療 機 関 に お け る 同 一 日 2 科 目 の 再 診 （ 再 診 料 ・ 外 来 診 療 料 ） に つ い て 評 価 す る こ と が 示 さ れ た 。 算 定 要 件 に は 、 診 療 を 受 け た 疾 病 が 1 科 目 と 2 科 目 で 互 い に 関 連 の な い も の で あ る こ と 等 が 明 示 さ れ た 。 こ れ に つ い て は 、 こ れ ま で の 議 論 と 同 様 、 支 払 側 委 員 が 患 者 の 負 担 増 等 の 理 由 か ら 改 め て 反 対 を 表 明 す る な ど 、 評 価 を 求 め る 診 療 側 委 員 と は 依 然 見 解 が 分 か れ た 。

ま た 、 初 診 料 等 に つ い て は 、 紹 介 率 の 低 い 特 定 機 能 病 院 及 び 500 床 以 上 の 地 域 医 療 支 援 病 院 を 紹 介 な し に 受 診 し た 場 合 の 、 初 診 料 ・ 外 来 診 療 料 を 引 き 下 げ る 。 引 き 下 げ 分 は 選 定 療 養 に よ り 医 療 機 関 が 各 自 徴 収 し て 補 う 仕 組 み で 、 報 酬 は 維 持 し つ つ 基 本 料 金 部 分 を 引 き 下 げ る こ と で 、 紹 介 率 の 低 い 大 病 院 で の 未 紹 介 患 者 の 受 診 を 抑 制 し 、 外 来 縮 小 を 図 る 狙 い 。

点 数 の 再 編 成 が 求 め ら れ て い た 「 地 域 医 療 貢 献 加 算 」 は 、 名 称 を 変 更 す る と と も に 、 点 数 区 分 を 3 つ に 分 け る 案 を 提 示 。 診 療 所 に お け る 電 話 等 に よ る 対 応 に つ い て 、 加 算 の 「 1 」 は 24 時 間 対 応 、 「 2 」 が 準 夜 帯 （ 夜 間 数 時 間 ） の 対 応 、 「 3 」 が 地 域 の 医 療 機 関 と の 輪 番 に よ る 準 夜 帯 の 対 応 を 評 価 す る 。 現 行 は 「 2 」 の み の 区 分 だ が 、 疑 義 解 釈 で 実 質 的 に 24 時 間 の 対 応 が 求 め ら れ る と し て い た た め 、 評 価 の 明 確 化 の 必 要 性 が 指 摘 さ れ て い た 。 な お 事 務 局 は 、 「 3 」 の 輪 番 に 参 加 す る 医 療 機 関 の 数 に つ い て は 、 適 当 な も の と な る よ う 通 知 等 で 対 応 す る 予 定 だ と し た 。

■ 勤 務 医 負 担 軽 減 体 制 を 要 件 と す る 点 数 拡 大

病 院 勤 務 医 の 負 担 軽 減 に 関 す る も の で は 、 負 担 軽 減 体 制 の 整 備 を 要 件 と す る 点 数 を 増 や す と と も に 、 体 制 整 備 に 当 た っ て 策 定 が 求 め ら れ る 計 画 の 見 直 し を 図 る 。 具 体 的 に は 、 現 行 で は 「 総 合 入 院 体 制 加 算 」 や 「 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 」 な ど 8 つ の 点 数 で 体 制 整 備 が 要 件 に 設 定 さ れ て い る が 、 新 た に 「 精 神 科 リ エ ゾ ン チ ー ム 加 算 」 （ 新 設 ） や 「 院 内 ト リ ア ー ジ 実 施 料 」 （ 新 設 ） な ど 6 つ の 点 数 （ う ち 5 つ が 新 設 ） で も 要 件 化 す る と し た 。

計 画 の 策 定 に つ い て は 、 現 行 で は 記 載 項 目 は 選 択 制 だ が 、 「 外 来 縮 小 の 取 り 組 み 」 や 「 交 代 勤 務 制 の 導 入 」 等 一 部 の 記 載 を 一 部 点 数 で 必 須 化 す る な ど の 見 直 し を 行 う 。

そ の ほ か 、 「 医 師 事 務 作 業 補 助 体 制 加 算 」 で は 、 医 療 ク ラ ー ク の 配 置 人 数 に つ い て 新 た に 「 30 対 1 」 、 「 40 対 1 」 の 評 価 を 新 設 す る な ど し 、 「 急 性 期 看 護 補 助 体 制 加 算 」 で は 看 護 補 助 者 の 配 置 人 数 が 「 25 対 1 」 の 評 価 等 を 新 設 す る 。

ま た 、 薬 剤 師 の 病 棟 配 置 を 評 価 す る 「 病 棟 薬 剤 師 実 施 加 算 」 が 新 設 さ れ る 。 現 行 で は 、 服 薬 管 理 な ど 限 ら れ た 業 務 に 対 す る 評 価 の み で あ っ た が 、 新 設 す る 点 数 に よ り 「 入 院 時 の 持 参 薬 の 確 認 及 び 服 薬 計 画 の 提 案 」 等 の 業 務 が 評 価 さ れ る こ と に な る 。 施 設 基 準 に は 、 専 任 薬 剤 師 の 配 置 や 、 1 病 棟 で 1 週 当 た り 20 時 間 以 上 の 病 棟 業 務 実 施 が 検 討 さ れ て い る 。

次 回 の 総 会 は 、 1 月 30 日 に 開 催 予 定 で 、 今 回 示 さ れ な か っ た 残 り の 論 点 の 「 短 冊 」 が 提 示 さ れ る 。